

# 虐待防止のための指針

社会福祉法人 風舎



## 【虐待防止のための指針】

### 1. 法人における虐待防止に関する基本的な考え方

当法人では、障害者虐待は人権侵害であり、犯罪行為にもなりうるという認識のもと、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に則り、障害者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、障害者虐待の防止とともに障害者虐待の早期発見・早期対応に努め、障害者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

| 区分      | 内容と具体例                                                                                                                                                                                      |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 身体的虐待 | <p>障害者の身体に外傷が生じ、もしくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。</p> <p>【具体例】</p> <p>叩く、殴る、蹴る、つねる、やけどを負わせる、正当な理由なく身体拘束する、医療的な必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する など</p>                                        |
| ② 性的虐待  | <p>障害者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。</p> <p>【具体例】</p> <p>性交、性器への接触、性的行為を強要する、裸にする、本人の前でわいせつな言葉を発する、性的な話を強要する、わいせつな映像や写真を見せる、わいせつな行為をさせ映像や写真に撮る、更衣やトイレ等の場면을覗いたり映像・画像を撮影する など</p>              |
| ③ 心理的虐待 | <p>障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>【具体例】</p> <p>脅す、怒鳴る、侮辱する、ののしる、悪口を言う、人格を貶めるような扱いをする、無視する など</p>                                                      |
| ④ 放棄・放置 | <p>障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、他の利用者による①②③の行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。</p> <p>【具体例】</p> <p>食事や水分を十分に与えない、入浴させない、汚れた服を着させ続ける、排泄の介助をしない、医療が必要な状況にも関わらず受診させない、身体的虐待や心理的虐待を放置する など</p> |
| ⑤ 経済的虐待 | <p>障害者の財産を不当に処分すること、その他障害者から不当に財産上の利益を得ること。</p> <p>【具体例】</p> <p>本人の同意なしに年金・賃金・財産や預貯金を処分又は使用する、寄付や贈与を強要する、日常的に使用するお金を不当に制限する・生活に必要なお金を渡さない など</p>                                            |

## 2. 虐待防止委員会その他法人内の組織に関する事項

当法人では、虐待発生防止に努める観点から「虐待防止委員会」を設置します。

### (1) 本委員会の構成委員

- ・施設長（運営責任者）
- ・管理者（虐待防止担当者）
- ・支援員
- ・看護職員
- ・その他必要に応じた委員を指名

### (2) 本委員会の開催

- ・本委員会は、年2回以上開催します。
- ・本委員会は、身体拘束適正化委員会や関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります。
- ・会議の実施にあたっては、Web 会議システムを用いる場合があります。

### (3) 本委員会の議題

- ① 虐待防止委員会その他法人内の組織に関すること
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ④ 虐待等について職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に市町村への通報及び管理者への報告等が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策と職員への周知に関すること
- ⑦ 再発の防止策を講じた際にその効果についての評価に関すること
- ⑧ その他必要な内容

## 3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。

具体的には、次のプログラムにより実施します。

- ・障害者虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・障害者権利擁護／成年後見制度の理解
- ・虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・早期発見・事実確認と報告等の手順
- ・発生した場合の改善策

研修は年1回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施します。

研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

#### 4. 虐待又はその疑いが発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待又はその疑い（以下、「虐待等」という。）が発生した場合には、速やかに県及び市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

#### 5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- ① 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者であった場合は、他の上席者等に相談します。
- ② 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で虐待等を行った本人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- ③ 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人の対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- ④ 上記の対応を行ったにもかかわらず善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- ⑤ 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- ⑥ 虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて県及び市町村に報告します。

#### 6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当法人 HP において、いつでも閲覧が可能な状態とします。

#### 7. その他虐待防止の推進のために必要な事項

3. に定める研修会のほか、社会福祉協議会や市町村等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

## 附 則

令和6年4月1日より施行する。